

38. 5. 1 現 在		
人 口	男	1 5, 9 9 5 人
	女	1 5, 4 5 4 人
	計	3 1, 4 4 9 人
世 帶 數		8, 8 8 8 世 帶

昭和38年5月26日発行 第27号

発行 狛江町役場

本年度の一般会計予算

三億二、三九一万余円

建設事業を重点的に

2、第二小に児童用プールを築造する事業費として、二二二万円

3、町造りの基本である都市計画事業費として、二七二〇一千円

4、町道の舗装、拡巾、新設等の土木事業費として、三

一、三五千円

5、町管理の小河川改修事業費として二〇四万円

6、消防署に救急自動車を購入する費用として二〇〇万円

7、じん芥処理場を建設するための準備費として一八、一四五千円

8、町内の都市ガスの敷設地域拡大に要する費用として

七二千円等となつています。

この外に、職員に要する人件費、物件費、各学校の經常費、議会活動に要する経費、町行政一般に要する経費として消防、建設、社会労働、保健衛生、産業経済、財産管理選挙、公債、徴税その他があり、予算のあらましは、別表のとおりです。

昭和三十八年度の町予算は去る三月の町議会において原案どおり承認されました。

一般会計の総予算額は、歳入、歳出ともに三億二、三九一万二千四百円で、前年度当初予算より、一億二千二百九十四万円の増となっています。

歳入の主なもの、皆さんから頂く町税が全体の六七％に当り、大きな比重を占めていますが、更に町税を税目毎に分けて見ますと、次のようになります。(単位千円)

町民税	町税の割合
一〇六、八八一	四九、三%
固定資産税	

七四、四九六 三四、三%

電氣ガス税	一、〇〇五、一%
-------	----------

一五、一七二	六、九%
都市計画税	

その他 三〇〇 三
四

町税以外の歳入としては、
使用料、手数料、国庫支出金、

俵月料、手糞料、国者支出金、繰入金、繰越金、町債、雑収入、その他となっています。

歳出の主なものの中、事業

1、第一小の木造校舎の一部
を鉄筋コンクリート三階建

に改増する事業費として、
三五、五三四千円

歳 入 (単位千円)

款	科	目	当初予算額	前年度予算額	増	減	比	率
1	町	税	216,914	154,086		62,828		67.0
内	町固電都そ	民資コガ計他	106,881	61,898		44,983		49.3
		定バ	74,496	60,539		13,957		34.3
		タ	11,000	11,000				5.1
		気市の	15,171	13,000		2,171		6.9
		の	7,300	6,000		1,300		3.4
訳		税	2,066	1,649		417		1.0
2	地公分使国都寄練練雑町	方企業金料庫支	1,000	500		500		0.3
3		営担用	500	500				0.1
4		業金料	2,570	2,142		428		0.8
5		交及及支	18,937	14,663		4,274		5.8
6		財負手	9,258	2,173		7,085		2.9
7		出	20,520	7,604		12,916		6.3
8		付入越収	61	51		10		—
9		税金入金入金入債	12,500	4,500		8,000		3.9
10			15,100	7,000		8,100		4.7
11			16,552	4,753		11,799		5.1
12			10,000	3,000		7,000		3.1
	歳入合計		323,912	200,972		122,940		100.0

歳 出 (単位千円)

款	科	目	当初予算額	前年度予算額	増 △印	減 は減	比	率
1	議役	会場防	10,402	9,528		874		3.2
2	消	木育	60,797	44,755		16,042		18.8
3	土	労働	28,756	12,922		15,834		8.9
4	教	施設	60,683	35,845		24,838		18.7
5	社	賃	63,685	43,102		20,583		19.7
6	会	及	6,815	6,135		680		2.1
7	健	衛	60,328	30,123		30,205		18.6
8	業	生	5,809	3,994		1,815		1.8
9	産	済	624	635		△ 11		0.2
10	財	調	60	47		13		
11	計	査	3,370	1,974		1,396		1.0
12	選	公	3,075	1,605		1,470		0.9
13	諸	支	18,250	9,690		8,560		5.6
14	予	備	1,258	617		641		0.4
歳 出 合 計			323,912	200,972		122,940		100.0

上水道事業着手

町の上水道事業については本年二月厚生省の認可を得たので、目下実施設計を急いでおります。

水源は上和泉地区に深井戸(深さ一〇〇メートル)五本を設け給水塔による自然流下式を採用(加圧併用)、給水人口五万人の想定のもとに、本年度より工事着手(本年度一部給水見込)総工費四億五千万円で、昭和四十二年までに完成の予定です。

下水道計画も準備進む

伯江町の下水道事業は、全町の下水道整備を行うため、目下専門機関に委託して、基本測量・認可設計の準備を進めております。本年度認可が得られれば、明年度より五ヶ年計画で事業を実施する予定です。

普通教室と給食室を特別教室と給食室を

第一小増改築工事

六月中旬着工予定

第一小本造校舎(東側)を三階建延坪四一八坪とし、普通教室七、特別教室(理科、音楽)二、給食室一及び便所は浄化槽となります。工事予算は、三千五百万円

の予定で、完成は明春二月頃の見込みとなっています。

国保特別会計予算

総額二千七百五十万円に

三十八年度の、伯江町国保特別会計予算総額は、二千七百五十万三千円で、昨年度の当初予算より約五三四万円で二四、一〇の増となっております。給付内容の改善にとともに、保険利用者の数も年々増加し、歳出の八五、五〇は保険給付費(国保から医療機関に支払う費用)となつています。これに対する歳入では、保険税

国保特別会計予算表

歳入		(単位円)			
科 目	本年度予算額	前年度予算額	増 減	比 率	
国民健康保険料	11,301,000	8,686,300	2,614,700	41.2	—
使用料及手数料	40,500	40,500	—	—	—
国庫支出金	10,828,500	8,645,500	2,183,000	39.5	—
都支出入金	1,728,000	1,454,000	274,000	6.4	—
雑収入	3,000,000	3,000,000	—	11.0	—
雑雑収入	105,000	35,000	70,000	—	—
雑雑雑収入	500,000	300,000	200,000	1.9	—
歳入合計	27,503,000	22,161,300	5,341,700	100	—

歳出		(単位円)			
科 目	本年度予算額	前年度予算額	増 減	比 率	
役場給付	3,056,500	2,730,600	325,900	11.1	—
保険給付	23,480,000	18,443,600	5,036,400	85.5	—
保健給付	633,200	562,700	70,500	2.4	—
公債支出	1,000	1,000	—	—	—
諸予備費	131,800	127,800	4,000	0.1	—
公債支出	200,500	295,600	△ 95,100	0.9	—
歳出合計	27,503,000	22,161,300	5,341,700	100	—

第二小プール工事進む

第二小構内に築造中のプール工事は、現在主体コンクリート打ちを終わり、内部の仕上げを急いでおり、完成は七月中旬の見込みです。

規模は長さ二五メートル、巾一メートル、深さ一メートルで、失業対策補助事業として行つていきます。

農業共済事業は町で

昭和三十一年度まで組合で行なつていた農業共済事業は、今年度から町で実施することになりました。

これは、当町の耕地が年々住宅地として減少している状態であり、農業経営は次第に小規模化をよぎなくされている実状のため、町全体の事業規模が農林省の定める基準以下となつたので、町で共済事業を推進し、健全化を図るためです。農業共済事業特別会計の当初予算額は百二十八万五千円余りです。

事業所統計調査のこと

七月一日現在で昭和三十八年事業所統計調査が行われます。この調査は、わが国のすべての事業所(会社、工場、商店、事務所、病院、学校など)をいっせいに調査し、事業所の分布と活動の状態を明らかにすることを目的とする。調査員がお伺いしたときは御協力下さるようお願いいたします。

地方統一選挙 おわる

四月十七日と三十日に全国一斉に、地方統一選挙が行なわれましたが、当町における投票結果は次のとおりです。

都知事選挙投票結果

投票所	投 票 者			投票率
	男	女	計	
1	1,332	1,246	2,578	64.19
2	1,110	1,154	2,264	67.02
3	1,136	1,182	2,318	60.57
4	1,027	920	1,947	61.40
5	1,318	1,270	2,588	61.80
計	5,923	5,772	11,695	62.94

町議会議員選挙投票結果

投票所	投 票 者			投票率
	男	女	計	
1	1,342	1,406	2,748	68.15
2	1,156	1,317	2,473	72.78
3	1,170	1,360	2,530	66.13
4	976	975	1,951	61.24
5	1,275	1,421	2,696	64.10
計	5,919	6,479	12,398	66.48

都議会議員選挙投票結果

投票所	投 票 者			投票率
	男	女	計	
1	1,331	1,246	2,577	64.17
2	1,110	1,154	2,264	67.02
3	1,137	1,183	2,320	60.62
4	1,029	920	1,949	61.46
5	1,318	1,270	2,588	61.80
計	5,925	5,773	11,698	62.96



昭和38年度土木工事は、道路の舗装、道巾の拡張、側溝管渠敷設、排水路改修等、次のように工事を行う計画です。関係各位のご協力をお願いいたします。

1. 町道舗装工事

- ① 町道5号線 (上和泉駐在所先～六郷用水) 延長500m
- ② 町道9号線 (小田急鉄橋下和泉荘前) 延長150m
- ③ 町道10号線 (覚東千手院先十字路～都営住宅付近) 延長150m
- ④ 町道21号線 (小足立みのわだ橋付近) 延長300m
- ⑤ 町道36号線 (覚東天理教会付近) 延長350m
- ⑥ 町道37号線 (電研北西側) 延長200m
- ⑦ 町道38号線 (東京航空計器北西側) 延長350m
- ⑧ 町道42号線 (真崎物産協) 延長250m
- ⑨ 町道47号線 (消防第二分団詰所～猪方方面) 延長500m
- ⑩ 町道48号線 (粕江浄水場前～亀塚) 延長120m
- ⑪ 町道51号線 (粕江銀座～猪方清水川橋) 延長200m
- ⑫ 町道52号線 (猪方永井製作所～江戸屋前) 延長230m
- ⑬ 町道53号線 (猪方野沢医院前) 延長420m
- ⑭ 町道61号線 (駒井大通り～砧浄水場方面) 延長120m
- ⑮ 町道74号線 (岩戸第3小学校通学道路) 延長200m
- ⑯ 町道78号線 (岩戸駐在所東側) 延長270m
- ⑰ 町道89号線 (三友アパート前) 延長200m
- ⑱ 町道93号線 (玉泉寺前) 延長350m
- ⑲ 町道94号線 (和泉多摩川駅西側) 延長150m
- ⑳ 町道118号線 (中学校裏東航寮～都道61号線) 延長370m

2. 町道側溝管渠工事

- ① 町道14号線 (岩戸橋～電研前) 延長500m
- ② 町道15号線 (小足立都営住宅前) 延長500m
- ③ 町道28号線 (中学校前) 延長400m
- ④ 町道37号線 (電研西側) 延長200m
- ⑤ 町道43号線 (岩戸原島商店前) 延長300m
- ⑥ 町道49号線 (泉竜寺先) 延長250m
- ⑦ 町道52号線 (江戸屋前～永井製作所) 延長230m

3. 排水路整備工事

- ① 覚東川改修 (覚東東急住宅脇) 延長327m
- ② 和泉川改修 (和泉西河原) 延長417m

小口事業資金
貸付制度を新設

- 商工業、農業の事業を育成振興するため、町が金融機関に資金を預託し貸付を行う道をひらきました。
- 申込受付は六月一日より開始しますからご利用下さい。
- 貸付条件は次のとおりです
- (1) 貸付対象 商工業、農業を営むもの
 - (2) 貸付限度 一経営体三十万円まで。
 - (3) 貸付利率 日歩二銭三厘
 - (4) 償還期間 一ヶ月据置を含む六ヶ月以内。
 - (5) 資格 ① 町内に引き続き二年以上上居を住し、一年以上その事業を継続していること。② 前年度までの町税を完納していること。③ 選挙権を有すること。(法人の場合はこの限りでない。)
 - (6) 資金の使いみち 事業の運転資金
 - (7) 取扱金融機関 粕江町農業協同組合、東京都民銀行粕江支店
- 申込用紙は役場産業課にあります。詳細は産業課にお問合せ下さい。

と。但し遊興娯楽業、飲食業(大衆食堂、そば屋、すし屋及び純喫茶以外のもの。)、仲介業、質屋業金融業は融資の対象としない。

納期の過ぎた都税の取扱いが変りました

昭和三十八年度の都税から納期が過ぎても、翌月中に限り東京都公金収納取扱店(銀行、信用金庫、信用組合)でも取り扱いますからご利用下さい。このときは、延滞金をあわせて納めて下さい。

なお、郵便局では取り扱いませんからご注意ください。くわしくは、取扱店、地方事務所徴収課へお問合せ願います。

相談所開設

人権の上相談

毎月第四水曜日午後一時から四時まで

場所は役場、担当は人権擁護委員小尾外征年

行政相談

毎月第三金曜日午後一時から四時まで

場所は役場、担当は行政相談委員宮崎武雄

育児相談

毎月第一水曜日に第二小

都市計画図をおわけします

町の都市計画が改訂されました。街路については昨年十二月二十二日・用途地域等については本年二月七日、それぞれ変更になりましたので、計画街路・建築物の建ぺい率等をお調べになりたい方は、役場に関係図面が備え付けてあります。

また御希望の方には都市計画図を実費一五〇円でお分けます。

納税は

日がけ 月がけ

心がけ

第三金曜日に公民館で、受付時間は午後一時半から二時半です。

家族計画相談

計画的な出産のための御相談を受け、指導をします。

毎月第四水曜日午後一時

半から、公民館で開き、相談相手には、保健婦と指導員があたります。

五月は二十七日が相談日ですから遠慮なくお出かけ下さい。

赤十字から表彰される

今年

今年赤十字百年祭にあたり、各地で記念行事が行われていますが、北多摩地区でも去る十五日立川市で記念式典が行われ、粕江町からは次の方々が永年協賛委員として表彰を受けました。

- | | |
|------|--------|
| 富永一三 | 井上源三 |
| 大沼堅二 | 荒井音吉 |
| 加藤志づ | 名古屋智恵子 |
| 種田カネ | 白井一三 |
| 安島宇八 | 松本銀蔵 |
| 真田豆彦 | 石井聖臣 |
| 小林平治 | 谷田部一治 |
| 塚原芳丸 | 藤村はつひ |
| 西沢ハル | |

行楽季節の火の用心！

火事と救急は一一九番へ

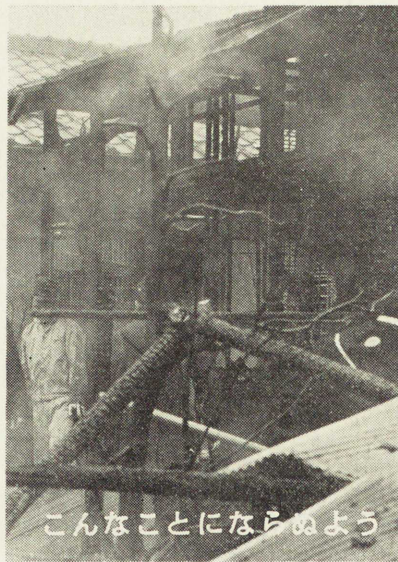
楽しい行楽の季節を迎えました。お出かけの前には必ず次のことを確かめて下さい。

- 一、石油コンロの火は完全に消えているか。
- 二、アイロン、電熱器、ラジオ、テレビのスイッチは確実に切れているか。
- 三、ガスコンロ、ガス風呂などの元栓も確かにしまっているか。
- 四、焚火をしたあとは水を掛けて完全に消してあるか。
- 五、たばこの吸がらの不始末はないか。
- 六、その他、かまどの焚口やまわりはきれいな状態になっているか。

折角の楽しいお出かけも、帰って見たら家が灰になつては大変。自分の不注意は自分だけでなく、ひと様にまで迷惑をかけることになりましますから、お互いに注意しましょう。

●こんなこともありました。去る四月三十日午後、外出先の狛江町民の方が、外出先から一一九番（火災報知電話）に「家を出るときアイロンのスイッチを切らなかつたように思うので、心配ですから至急調べてもらいたい」と調査

を外先から帰宅した家人と協力して調べたところ、スイッチは切れていたのではつとされたことがありました。折角の行楽も、一寸の不注意でだいなしにならないようにしたいものです。



こんなことにならぬよう

衛生掲示板

犬の放し飼いはやめよう

近頃犬の放し飼いが多くなり、農作物を荒したり、小さな子供等にかみついたりして大変迷惑です。先日農家で温床のガラスを割られたり、ビニールを破られたりして、大変困つておられました。こうしたことは毎年苦情として受けております。

役場では、今までに定期的に町内を回つて放し飼いの犬や野良犬の捕獲に努めていますが、なかなか全滅できません。やはり住民の方からの通報

等の協力が必要です。今後放し飼いでいる犬はどしどし捕獲しますから、必ずくさりでつないで放し飼いを防止にご協力下さい。

なお犬が捕獲されると、返還手数料一五〇円、飼養料一日七〇円（四日抑留後棄殺）、狂犬病予防注射のしていない犬は、注射代一五〇円、未登録犬は登録料三〇〇円を支払う等返還には大変費用がかかります。

殺虫剤を無料配布

すでに四月から行つている薬剤の無料配布は、九月まで毎月一日から八日の間、次の日程で行います。最寄りの場所に、容器を持つておいで下さい。

青年学級に参加しよう

昭和三十八年度青年学級を左記のとおり開設します。青少年の皆さん、お誘い合せてご参加下さい。

期日 四月十五日から来年三月三十一日まで
授業 毎週月・水・金・土曜日の午後七時から九時まで
場所 狛江町公民館
対象 町内に居住又は勤務している十五才以上の青少年男女

学習 華道、ペン習字、生活と教養（日常の暮しに役立つ教養）茶道、洋裁、レクリエーション（フオークダンス・卓球等）

授業料 無料（但し教材等の実費は自己負担）

申込み 狛江町教育委員会

電話（四一六）三一一一

随時入級できます。

「母の日」と「交通安全」のバレード挙行

五月十一日「母の日」と「交通安全」の町内バレードが第一小学校から第三小学校までのコースで、第三小の鼓笛隊を先頭に、ボーイスカウト、ガールスカウト、各社会教育関係団体等により盛大に行なわれました。

適用事業報告を届け出下さい

現在、店員や従業員を使用していたり、新しく事業を始める店舗、工場、事務所等の事業主は、適用事業報告をしなければなりません。この報告は、現在の店員や従業員

配布日	字別	場所と時間
毎月一日	和泉	午前九時半～十一時半 午後一時半～三時半 竹内亮光宅前 名古屋精米店前 古屋工務店前 第二小学校前
毎月二日	和泉	伊豆美神社前 防衛庁グランド正門前 伊豆美神社前 防衛庁グランド正門前
毎月三日	和泉	同潤会二葉薬局前 喜久の湯前 同潤会二葉薬局前 喜久の湯前
毎月四日	小足立	寺西薬店前 都営住宅（小足立西四）前 寺西薬店前 都営住宅（小足立西四）前
毎月五日	和泉	泉河商店前 銀行町南清水寺前 泉河商店前 銀行町南清水寺前
毎月六日	和泉	天理教会前 宿屋敷十字路前 天理教会前 宿屋敷十字路前
毎月七日	猪方	野沢火の見橋下 谷田部猪方米店前 野沢火の見橋下 谷田部猪方米店前
毎月八日	岩戸	岩戸駅前 駒井旧消防詰所前 岩戸駅前 駒井旧消防詰所前

の人員を届出るもので、用紙は、三鷹労働基準監督署に用意してありますから忘れずにお届け下さい。

投書についてお願い

最近町の仕事についての投書がありますが、大部分が住所と名前の記入がないため、折角のご意見やご要望も処理できない場合があります。また、すぐに実施できない問題のときに、その理由をご説明することもできませんので、投書をお寄せの際には、できるだけ「住所、氏名を明記」下さるようお願いいたします。もちろん、投書者の住所、氏名などを外部に洩らすことはありません。

岩戸二の橋に自動信号機が近くお目見え

交通事故防止策の一環として、町民が要望している自動信号機が、岩戸二の橋に設置されることになり、七月頃工事にかかる予定です。

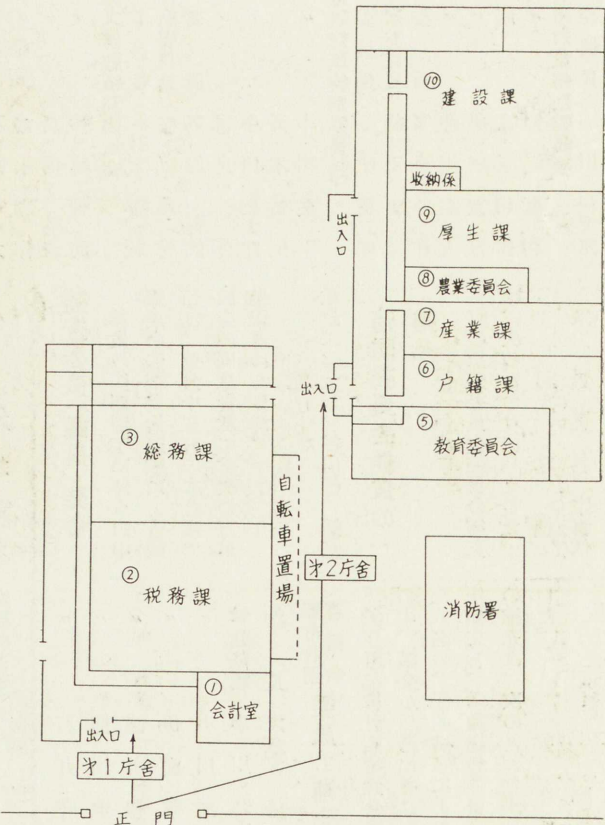
日頃児童の通学や通勤者の通行等に頭を痛めていたことが少しでも解決の方向に行くことは喜ばしいことで、町は、更に町内の交通の多いところに信号機を設置して貰えるよう当局に要望します。

役場の窓口が変りました

役場第2庁舎の増築が完成し、四月中旬から使用しています。

これに伴い、窓口の配置が変わりましたので、ご注意願います。

なお、新たに第2庁舎にも会計係をおき、手数料や税金等の収納をしていますからご利用ください。



国民年金のお知らせ

△国民年金保険料未納分の払込みについて

36・37年度分の保険料は納期限が過ぎたため、国民年金印紙では払い込みができませんので、役場窓口で納付書を受けとり郵便局か銀行へ納めて下さい。また滞納のままでおくと将来老齢年金を受けるとき、母子世帯、身体障害等事故が起きたときに受給する権利がなくなることがありますから、至急完納して下さい。

△保険料の免除について

38年度分保険料の免除の申請を五月二十七日から七月二十六日の間受け付けますから、左記事項に該当する方は申請して下さい。

なお、37年度分の免除申請をされた方も、更新の申請をして下さい。

1、被保険者、世帯主、被保険者の配偶者のいずれの人にも所得がないために町民税がかかっていないとき。

2、被保険者か又はその家族が生活保護法や、らい予防法による生活扶助以外の扶助（教育、住宅、生業、医療、葬

祭等）を受けているとき。

3、地方税法に定められている身体障害者や、寡婦で年間の所得が十三万円以下のとき。

4、その他保険料を払うのが困難と認められたとき。

敬老金受給資格者の申し出を

今年の1月1日現在、満75才（明治21年1月1日生）以上で、都内に引き続き3年以上上居住している方は、すでに担当民生委員が申出用紙を配布済のことと思いますが6

福祉年金（定時）所得状況届も

五月と六月は、福祉年金の所得状況届の期間です。この届をしないと福祉年金が受けられなくなりますので、6月30日（なるべく早く）までに、印鑑と年金証書を持参して役場福祉係へ届出をして下さい。

- 〇一日から計量週間 お年寄りの方も「メートル法」を身につけましょう。
- 〇四日 むし菌予防デー 食後に歯をみがき、じょうぶな歯を作ってください。
- 〇三日から水道週間 町では、目下水道の準備を進めています。
- 〇十日 時の記念日 約束の時間や会合の時間にはおくれないうちにしましょう。
- 〇十六日 父の日 改めておとうさんに感謝を

6月のしおり



- 〇六月 梅雨（つゆ）じめじめした雨がふり続く月です。家の中がしけつぽくなり、食物が腐りやすくなりますから、食中毒に十分注意しましょう。
- また、雨にぬれた道路が滑りやすくなっているのを車運転している人は注意して下さい。歩行者も、かさやかっぱで見通しが悪くなりますから、交通事故に気をつけましょう。
- 〇一日 気象記念日 気象庁の前身である東京気象台ができてから、八十八周年の記念日にあたります。
- 電波の日 電波法と放送法が作られてから、十三年になります。
- 写真の日 家族そろつての記念写真をとります。

同	同
飯	石
田	井
ナ	守
ミ	太